川崎市歯科相談実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、歯科相談を行うことにより、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 川崎市民のうち希望する者を対象とする。

(実施機関)

第3条 実施機関は各区役所保健福祉センターとする。

(従事者)

- 第4条 従事者は、歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員としそれぞれ次の業務を行う。
 - (1) 歯科医師は、必要に応じて歯科健診及び歯科保健指導を行うものとする。
 - (2) 歯科衛生士は、歯科健診の介助及び歯科保健指導を行うものとする。
 - (3) 歯科医師、歯科衛生士及びその他の職員は、必要に応じて受付及び案内等を行うものとする。

(報告)

第5条 従事者は、実施結果を集計して日報に計上し、月報に計上して翌月15日 までに健康福祉局健康安全部長に報告するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、歯科相談の実施に関し必要な事項は、健康 福祉局健康安全部長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市歯の定期健診実施要綱、川崎市成人歯科相談 実施要綱及び川崎市親と子の歯科教室実施要綱は廃止する。